

4 県内外の主な動き

(国の動き)

2005年(平成17年)12月、男女共同参画基本法に基づき「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。この計画には、重点事項として2020年(平成32年)までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように期待し、各分野における取組を促進することや、女性のチャレンジ支援策の推進、男性も含めた働き方の見直しなど10項目が盛り込まれています。

また、2007年(平成19年)7月には、男女共同参画会議における専門部会「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」より、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする働き方の見直しについて、その意義や重要性を整理し、取組の方向性について報告されたところです。

(政策・方針決定過程における男女共同参画の推進)

国会議員に占める女性の割合は、2007年(平成19年)4月現在、衆議院においては9.4%(45名)、参議院においては14.3%(34名)となっています。

三重県議会の女性議員は2名であり、市町議会議員については72名(11.3%)となっています。(2007年(平成19年)4月1日現在)

(男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組の推進)

男女共同参画の推進に関する条例は、2007年(平成19年)4月1日現在、全国で46都道府県、17政令指定都市で制定されています。

三重県では、2000年(平成12年)10月に三重県男女共同参画推進条例を制定しています。これは全国で4番目の制定であり、人権条例がある県として初めての制定でした。

また、県内の市町における条例は、2007年(平成19年)4月1日現在で津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、伊賀市の8市で制定されています。また、現在、数市で条例制定が検討されています。

三重県では、2002年(平成14年)3月に男女共同参画施策を総合的、計画的に実施するための指針である基本計画を策定するとともに、2005年(平成17年)3月には、施策の目標と事業の推進方向を明らかにした第二次実施計画を策定し、取組を進めてきました。2007年(平成19年)3月には、社会経済情勢の変化に対応するため基本計画を改訂し、その計画を着実に推進するため、現在、「第三次実施計画(計画期間:2007年度(平成19年度)~2010年度(平成22年度)」の策定を進めています。

県内の市町においても、10市4町が基本計画を策定しています。(2007年(平成19年)4月1日現在)

(働く場等、さまざまな分野における男女共同参画の推進)

国では、さまざまな分野における女性のチャレンジを推進する上で重要と考えられる事項について、2003年(平成15年)4月に「女性のチャレンジ支援策」としてまとめました。

意欲と能力のある女性が「いつでも、どこでも、誰でも」チャレンジできるような社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野において、2020年(平成32年)までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になることを目指す積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進、様々な分野において活躍する身近な事例の紹介などの取組を進めています。

三重県においても、さまざまな分野へ男女がバランスよく進出できるよう取組を進めています。

(家庭・地域における男女共同参画の推進)

2006年(平成18年)の合計特殊出生率は、全国で1.32(三重県では1.35)となり、前年を上回ったものの、依然と続く中長期的な少子化傾向には変わりはありません。

このような状況を踏まえ、2004年(平成16年)6月には「少子化対策要綱」が閣議決定され、2005年度(平成17年度)より「子ども・子育て応援プラン」(2004年(平成16年)12月、少子化社会対策会議において決定)に基づき具体的な目標を掲げ施策を進めているところです。

また、2005年(平成17年)4月から「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。この法律では、地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な取組を推進するために、都道府県、市町村、事業主に行動計画を策定・公表することを規定しています。

県においても、2005年(平成17年)3月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、ささえあいの地域社会づくりを進めて、子どもたちや子育て家庭への支援を行っていくこととしています。

さらに、事業主においては、労働者が多様な働き方を選択できる職場環境の整備をはかるとともに、労働者の家庭生活と職業生活の両立支援を進める行動計画を策定することになりました。県内では、2007年(平成19年)8月末現在、従業員301人以上の企業122社、従業員300人以下の企業58社が一般事業主行動計画を策定し、三重労働局に届けています。

(人権の尊重と心身の健康支援)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間の暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)であっても重大な人権侵害であるとして、2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定、施行されました。これまで、家庭内の問題などとして見過ごされがちでしたが、この法律によって改めて、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると規定されました。

また、2004年(平成16年)12月には改正DV防止法の施行、2007年(平成19年)には、二度目の改正が行われ(2008年(平成20年)1月施行)、内容や制度が充実されてきています。

2006年度(平成18年度)の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は58,528件となっており、DVを取り巻く状況の深刻さがうかがえます。

三重県では、2006年度(平成18年度)に配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)に寄せられた相談件数は523件となっています。

また、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、DV防止と被害者の保護、自立に向けた支援のための施策を全県的に推進していくこととしています。